

○総務省令第八十八号

郵政民営化法等の一部を改正する等の法律（平成二十四年法律第三十号）及び郵政民営化法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成二十四年政令第二百二号）の施行に伴い、並びに地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）及び地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）の規定に基づき、地方税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年九月二十八日

総務大臣 川端 達夫

地方税法施行規則の一部を改正する省令

地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。

第二十四条の六の四第一項中「第五十六条の四十の三第一項第一号」を「第五十六条の四十の三第一号」に改め、「引受け、」を削り、同条第二項中「第五十六条の四十の三第二項」を「第五十六条の四十の三第二号」に改める。

附則第六条第四十九項中「附則第十一条第三十五項」を「附則第十一条第三十四項」に改め、同条第五十

項中「附則第十一条第三十六項」を「附則第十一条第三十五項」に改め、同条第五十三項中「附則第十一条第三十九項」を「附則第十一条第三十八項」に改め、同条第五十四項中「附則第十一条第四十項」を「附則第十一条第三十九項」に改め、同条第五十六項中「附則第十一条第四十一項」を「附則第十一条第四十項」に改め、同条第五十七項中「附則第十一条第四十二項」を「附則第十一条第四十一項」に改め、同条第五十八項中「附則第十一条第四十三項第二号」を「附則第十一条第四十二項第二号」に改め、同条第五十九項中「附則第十一条第四十四項」を「附則第十一条第四十三項」に、「同条第四十三項第一号」を「同条第四十二項第一号」に改める。

附 則

この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。